

入退会等に関する細則

- 第1条 (目的)
本細則は東京大学アメリカ科同窓会（以下、本会という）の会員の取り扱い、入会退会の手続等について定める。
- 第2条 (会員としての資格)
本会規約（以下、単に規約という）第5条第1号乃至第3号、及び第5号に該当する者は、特別の理由がある場合を除き、すべて本会に入会する資格を有する。
- 第3条 (入会)
本会への入会は、前条、及び規約第5条第4号に該当する者が、規約第19条に定める入会金を納めることによって行われるものとする。
- 第4条 (退会)
本会に入会した者（以下、本会会員という）が次の各号に該当する場合は退会したものとする。
- 1) 本人が死亡した場合
 - 2) 本人の所在が不明、又は連絡不能となった場合で、その状態が3年以上続いた場合
 - 3) 本人から退会の申し出があった場合
 - 4) 本会会費規程第2条に定める年会費の未納の状態が5年以上続いた場合
- 第5条 (退会会員の再入会)
前条第2号乃至第4号に該当する者が、再び本会に入会することを希望した場合は、役員会に対し再入会の申請をすることができる。
2. 役員会は、再入会の申請につき審議し、これを正当と認めるときはこれを承認する。
 3. 前項により役員会から再入会の承認を得た会員は、その年度、及び、前年度の年会費を納入しなければならない。
- 第6条 (休会)
本会会員が長期海外滞在、長期療養、その他の正当な理由により本会の活動に参加できない場合は、役員会に対し休会の申請をすることができる。
2. この休会の申請をする会員は、その申請の年度までの年会費を納入することを要する。
 3. 役員会は、この休会の申請につき審議し、これを正当と認めるときはこれを承認する。
 4. 前項により役員会から休会の承認を得た会員（以下、休会会員という）は、その承認を得た翌年から復会の前年度までの年会費を納入する義務を負わない。

5. 復会しようとする休会会員は、復会しようとする年度の年会費を納入した上で、役員会に対して復会の申し出をすることができる。

第7条 (会員の管理)

会員の入退会、休会等、会員の管理に関する事務は業務部が行う。

2. 前項の事務を行う上で必要な事項については、業務部内規により定める。

第8条 (施行)

本細則は、2005年2月4日から施行する。